

件名	愛媛県地域医療再生基金条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>地域医療再生臨時特例交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金を原資とする基金の設置</p> <p>1 設置  <u>医療機能の強化、医師の確保等の取組その他の地域医療に係る課題を解決するための施策について定める地域医療再生計画に基づく事業の実施及び支援に要する経費の財源に充てるため、地域医療再生基金を設置する。</u></p> <p>2 積立て  一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理  現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理  収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分  目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用  財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日（平成 26 年 3 月 31 日限り失効。ただし、精算について、条例の規定は、同年 12 月 31 日までの間で精算が完了する日まで効力を有する。）
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 事業実施主体 県、事業者</p> <p>2 事業実施期間 平成 21～25 年度（5 年間）</p> <p>3 事業内容  宇摩圏域及び八幡浜・大洲圏域を対象地域として策定する地域医療再生計画に基づくハード及びソフト事業</p> <p>4 基金繰入額見込み  51 億 3,033 万円</p> <p>5 基金の残額の処分  基金は平成 26 年 3 月 31 日限りで廃止し、残高があるときは国庫に納付</p>	